

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	原状回復等の措置の指示
根 拠 法 令	都市公園法
根 拠 条 項	第10条第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5295)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 (原状回復) 第10条 【略】 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)